



2026年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社ハマキョウレックス  
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 大須賀 秀徳  
 役 職 氏 名 社 長  
 (コード番号 9037 東証プライム)  
 執 行 役 員  
 問 合 せ 先 管 理 本 部 長 兼 竹 内 義 之  
 経 営 企 画 室 長  
 (TEL. 053-444-0055)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 2,100株
(3) 処分価額	1株につき 1,787円
(4) 処分価額の総額	3,752,700円
(5) 処分予定先	当社子会社の取締役 2名 600株 当社子会社の執行役員 3名 300株 当社子会社の幹部従業員 20名 1,200株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るため、当社子会社の役職員のモチベーションを高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、所定の要件を満たす当社子会社の取締役2名、執行役員3名及び幹部従業員20名（以下、それぞれを「対象取締役」、「対象執行役員」及び「対象幹部従業員」といい、これらをあわせて「割当対象者」といいます。）に対して、当社子会社から金銭債権（当社子会社の取締役については金銭報酬債権。以下同じです。）合計金3,752,700円を付与し、当該金銭債権の合計3,752,700円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,787円）、本自己株式処分として当社の普通株式2,100株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議

いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、その期間を当社の取締役会が定める一定の期間で設定いたしました。

割当対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、割当対象者との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします（割当対象者が、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当規約に同意する場合を含みます。）。

## <本契約の概要>

### （1）譲渡制限期間

#### ア 対象取締役の場合

対象取締役は、2026年7月17日（払込期日）から当社子会社の取締役の地位を喪失する日までの間（以下「本譲渡制限期間①」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### イ 対象執行役員及び対象幹部従業員の場合

対象執行役員及び対象幹部従業員は、2026年7月17日（払込期日）から当社子会社の役職員の地位を喪失する日までの間（以下「本譲渡制限期間②」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

### （2）譲渡制限の解除条件

#### ア 対象取締役の場合

対象取締役が、2026年7月17日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間①」という。）、継続して当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間①の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間①中に死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社子会社の取締役の地位を喪失した場合には、本譲渡制限期間①の満了時において、2026年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

#### イ 対象執行役員の場合

対象執行役員が、本役務提供期間①中、継続して当社子会社の執行役員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間②の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象執行役員が本役務提供期間①中に死亡、定年退職、整理解雇その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社子会社の役職員の地位を喪失した場合には、本譲渡制限期間②の満了時において、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

#### ウ 対象幹部従業員の場合

対象幹部従業員が、2026年7月17日（払込期日）から2027年3月31日までの間（以下「本役務提供期間②」という。）、継続して当社子会社の幹部従業員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間②の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象幹部従業員が本役務提供期間②中に死亡、定年退職、整理解雇その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社子会社の役職員の地位を喪失した場合には、本譲渡制限期間②の満了時において、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5) 組織再編等における取扱い

##### ア 対象取締役の場合

本譲渡制限期間①中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### イ 対象執行役員及び対象幹部従業員の場合

本譲渡制限期間②中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、組織再編等承認日において対象執行役員又は対象幹部従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,787円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上